

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1) 区からの依頼事項

受験生チャレンジ貸付事業周知に係る町会掲示板へのポスター掲示について

(福祉推進課・社会福祉協議会)…………… 2～3ページ

東京ケーブルネットワークの配信設備の光ファイバーへの切替えについて

(広報・シティプロモーション課)…………… 4～7ページ

令和8年度荒川区文化祭大太鼓盆踊り大会のポスター提示について

(生涯学習課)…………… 8～9ページ

荒川ころばん体操リーダー養成講座について

(健康推進課)…………… 10～11ページ

高齢者みまもり名簿及び避難行動要支援者名簿の取扱いについて

(高齢者福祉課)…………… 12ページ

低所得世帯向けエアコン購入費助成事業について

(福祉推進課)…………… 13～15ページ

客引き行為等防止における啓発イベントの開催について

(生活安全課)…………… 16ページ

コミュニティ助成(宝くじ助成)について

(地域つなぐ課)…………… 17～18ページ

(2) 町会連合会運営事項

個人情報の取扱いについて

(地域つなぐ課)…………… 19～21ページ

(3) 東京都からのお知らせ

伴走支援サポート事業について

(地域つなぐ課)…………… 22～23ページ

4 情報交換

5 次回 9月7日(月) 午後2時 特別会議室

8 荒福福第 1 2 5 8 号
令和 8 年 7 月 6 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区福祉部福祉推進課課長
矢代 由紀子

受験生チャレンジ支援貸付事業周知ポスター掲示について（依頼）

日頃から荒川区の福祉行政にご協力を賜りありがとうございます。

荒川区社会福祉協議会を窓口にして実施しております「受験生チャレンジ支援貸付事業」は、学習塾の受講料や高校・大学等の受験料の捻出が困難な世帯に対し、必要な資金の貸付を行うものです。本事業は、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが、家庭の経済状況に関わらず進学を目指し、受験に挑戦することを支援することを目的としております。

本制度は、高校や大学等に入学した場合には返済が免除される仕組みとなっており、経済的な理由で進学を諦めることのないよう、一人でも多くの対象世帯にこの情報をお届けしたいと考えております。

つきましては、地域住民の皆様への周知を図るため、別添ポスターを各町会の掲示板にご掲示くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1．ポスター依頼枚数 町会掲示板数
- 2．ポスター掲示期間 到着日から二週間程度
- 3．ポスター配布方法 7月中旬に区からの交換便で各町会へ配布します

<お問合せ>

荒川区社会福祉協議会福祉サービス課
受験生チャレンジ支援担当
担当：稲葉、渋井（TEL：03-5615-3440）

福祉部福祉推進課地域福祉係
担当：一色、佐々木（TEL：03-3802-3953）

受験生のあなたへ

－ 令和8年度受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内 －

東京都内在住の
中学 3 年生等
高校 対象

金銭的な理由で
塾や受験を諦めてほしくない!!



本事業キャラクター
「チャレニヤン」



令和7年度より
増額

塾の費用

300,000円

(上限)

令和7年度より
増額

高校受験料

27,400円 (上限)

大学等受験料

120,000円 (上限)

無利子で
貸付!!

さらに!

高校/大学等に入学した場合など、返済が免除されます!

99%が
返済免除

この事業
について

詳しくはホームページへ ▶

受チャレ

検索

本事業を利用するには東京都内在住であることや、所得要件等、いくつか要件があります。サイト内には、簡易的な対象者チェックツールがありますので、ぜひ活用ください!



お申込み先 お住まいの区市町村窓口

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

東京都荒川区南千住1-13-20

TEL 03-5615-3440 FAX 03-5615-3441

荒川区町会連合会長各位

荒川区政策企画部

広報・シティプロモーション課長 鈴木利枝子

東京ケーブルネットワークの配信設備の光ファイバーへの切替えについて(情報提供)

東京ケーブルネットワークの配信設備の光ファイバーへの切替えに伴い、利用者の建物への引込線の切替・撤去工事の実施について、情報提供いたします。

記

1 対象者

ケーブルテレビでテレビを視聴している方(対象建物数 2,017棟)

2 対象エリア

南千住全域(1・6・7丁目は一部)、荒川全域(1・2丁目は一部)

南千住汐入地区は切替調査のみ予定

町屋全域(2・4丁目は一部)、東尾久全域(2・6・8丁目は一部)、西尾久全域(5・8丁目は一部)、東日暮里全域、西日暮里全域は令和7年度から実施中

3 実施期間

別添、工程表のとおり

4 テレビ視聴に関する影響

(1)引き続き東京ケーブルネットワークを利用する場合(光ファイバーに切替)

現行の利用料金で引き続き利用が可能です。

(2)東京ケーブルネットワークを利用しない場合(光ファイバーに切り替えない)

テレビアンテナまたは、他社(ひかりTV等)で視聴することとなります。

5 東京ケーブルネットワークの対応

(1)引込線の切替・撤去の工事費用は無料

(2)テレビ・インターネットは現行の利用料金で継続

(3)屋外アンテナを設置する場合は費用(25,000円～)の一部補助

(4)室内アンテナを希望する場合は無償提供(5,000円相当)

6 添付文書

(1)対象者向け通知「光設備への切替ご協力をお願い」

(2)工程表

担当 広報・シティプロモーション課報道映像係 松嶋 電話 03-3802-3111 内線 2129

同軸ケーブルによる従来サービス提供終了に伴う 光設備への切替ご協力のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素は弊社ケーブルテレビサービスに格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在弊社では、サービス品質向上を目的として、伝送路設備を現行の同軸ケーブルから光ファイバーへリニューアルする工事を実施しており、それに伴う各ご家庭の設備更新工事のご案内を行っております。

この度、**下記対象エリアにおける同軸ケーブルを利用した従来のサービスにつきましては2027年2月末日をもって順次提供を終了いたします。**弊社サービスをご利用中の皆様におかれましては、光ファイバーを利用した光設備への切替お手続き及び設備更新工事にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【対象エリア】

〇〇1, 2丁目、△△1, 2丁目エリア

【サービス終了期日】

2027年2月末日以降順次

【光設備への切替について】

- 光設備切替工事承諾書へのご署名 ※本工事に伴う費用負担及びプラン変更はございません。
- 設備更新工事（光ファイバーによる引込工事・現行の同軸ケーブル設備撤去工事）
※お建物内のテレビ共聴設備は現在の設備を流用いたします。なお、設備更新工事に伴い、お建物内の電源を取得いたします。予めご了承ください。
（プラン変更をご希望の方には別途ご説明させていただきます。）
※お申込順に工事を実施いたしますので、実際の工事日が上記サービス終了期日後となる場合がございます。

上記サービス終了期日以降、順次同軸ケーブル撤去を実施いたします。お早めに光設備への切替をお願いいたします。

お手続きにあたりましては、担当者よりご連絡の上、ご説明にお伺いさせていただきます。なお、直接ご訪問させていただく場合がございます。予めご了承ください。ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

お問合せ 東京ケーブルネットワーク株式会社

担当：〇〇 〇〇（〇〇〇〇 〇〇〇〇）

携帯：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（定休日：火・水）

指定代理店 （株）関電工 TCN FTTH 推進事務所

電話 03-5801-0995

電話受付時間：10:30～17:00（日・祝休み）

FAX 03-5801-0997

FAX 受付時間：24 時間

メール kdk@tcn-catv.co.jp

メール受付時間：24 時間

〈ご案内番号〉FKKK22KJ01

光設備への切替のお手続きが必要となります

従来の同軸ケーブルサービス



光設備



【当該エリア限定】

※本工事に伴う費用負担及びプラン変更はございません。

光設備への切替お手続きの流れ

訪問説明
30分～1時間程度

お客様に順次ご連絡の上、弊社営業スタッフがご自宅にお伺いし、光設備への切替お手続きに伴う変更点や、工事の内容をご説明いたします。



必要書類記入
工事手配

光設備への切替お手続きに伴い必要となる書類にご記入・ご捺印いただきます。施工内容についてご説明の上、ご同意いただければ、工事の手配を致します。



工事

- ① 引込線及び保安器等の宅外設備を撤去いたします。
- ② 光ケーブル引き込み
 - ◆設置機器
 - ・映像用 ONU(宅外)
 - ・映像用 ONU 運用電源機器(宅内)
- ③ テレビ映像確認

※契約内容に応じてご利用機器の新規設置や交換を行う場合がございます。

工事へのお申込みは、大変な混雑が予想されます。
お早目のお手続きをお願いいたします。

工程表

エリア	業務内容	令和8年																								令和9年											
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
荒川	訪問等																																				
	引込線切替等																																				
南千住	訪問等																																				
	引込線切替等																																				

8 荒地生第 8 4 号
令和 8 年 7 月 6 日
(公 印 省 略)

荒川区町会連合会
各町会長 様

荒川区地域文化スポーツ部
生涯学習課長 加瀬 優大

令和 8 年度荒川区文化祭「大太鼓盆踊り大会」ポスターの掲示について（依頼）

日頃、当区の社会教育事業についてご理解をいただき、ありがとうございます。

本年度も、**荒川区・荒川区文化団体連盟**の主催にて、大太鼓盆踊り大会を下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、貴町会の皆様にもぜひご参加頂きたく、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添ポスターをご掲示くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- | | |
|-------|---|
| 1 趣 旨 | 荒川区大太鼓連盟による組太鼓や区民参加の盆踊りを行い、荒川区の文化芸能としての大太鼓演奏を広く区民に披露し、文化意識の向上を図るとともに、地域住民との交流を促進する。 |
| 2 日 時 | 令和 8 年 9 月 5 日（土） 雨天の場合 9 月 6 日（日）
午後 6 時～ 9 時 |
| 3 会 場 | 南千住野球場（南千住 6 - 4 5 - 5） |
| 4 内 容 | ・ 荒川区大太鼓連盟による組太鼓の演奏
・ 区民参加の盆踊り大会 |

5 希望掲示期間	令和 8 年 9 月 6 日（日）まで	で可能な期間
----------	----------------------------	--------

以上

問合せ先 荒川区地域文化スポーツ部
生涯学習課 生涯学習事業係
担当 石川（いしかわ）
(3 8 0 2) 3 1 1 1 内線 3 3 5 5

令和8年度荒川区文化祭

大太鼓盆踊り大会

令和8年

9月5日(土)

午後6時～9時

※雨天の場合は翌6日(日)に順延

※踊れる時間は8時45分頃までです

南千住野球場

(南千住6-45-5)

＜主 催＞ 荒川区 荒川区文化団体連盟

＜主 管＞ 荒川区大太鼓連盟

＜協 賛＞ 荒川区民謡協会・関東電気保安協会・荒川区青年団体連合会

＜協 力＞ 荒川区POP2026(瑞光小保護者有志、二瑞小父の会、峡田小男親会 with PTA、二峡小ファザーズ)

今年は模擬店を充実！

＜問合せ＞ 荒川区地域文化スポーツ部生涯学習課

電話3802-4575

※注意 会場には駐車場がありません。車でのご来場はご遠慮ください。

駐輪場に限りがございますので、公共交通機関を利用ください。

皆様のご来場を心よりお待ちしております

8 荒健健第 1040 号

令和 8 年 7 月 6 日

(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

荒川区健康部健康推進課長

田中 欣也

令和 8 年度荒川ころばん体操リーダー養成講座の
ポスター掲示について（依頼）

平素から、区政に多大なるご支援・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和 8 年度荒川ころばん体操リーダー養成講座を開催いたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するポスターを制作いたしましたので、誠に恐縮に存じますが、下記の通り町会掲示板に掲示していただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 講演会概要

（ 1 ）開催日時 令和 8 年 9 月 30 日～令和 8 年 12 月 3 日の期間中 7 回
午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

（ 2 ）会 場 生涯学習センター

2 ポスターの内容

令和 8 年度荒川ころばん体操リーダー養成講座 P R ポスター A4 版（添付の通り）

3 希望掲示期間

令和 8 年 9 月 16 日（水）までで可能な期間

問い合わせ 荒川区健康部健康推進課保健相談担当

担 当 者 佐藤、佐々木

電 話 03-3802-3111 内線 432

荒川 ころばん体操 リーダー 養成講座

全7回



各回30ポイント

【共催】

東京都立大学
健康福祉学部

「健康づくりの活動をしたい！」

「地域に貢献したい！」とお考えのあなた

荒川ころばん体操リーダーとして
活動してみませんか？

区内20会場26グループで

約120名のリーダーが活躍中！



対 象 区内在住・在勤の方

定 員 30名程度（申込み順）

日 時 9月30日(水)
10月7日(水)、13日(火)
19日(月)、26日(月)
11月25日(水)
12月3日(木)
9:30~11:30

場 所 荒川区立生涯学習センター

内 容 ●フレイル予防について
●体操の理論と実技
●通いの場づくりのポイント など

申込み 電話・電子申請・窓口

詳細、申請は下の二次元コードから

9月16日(水)締め切り



問合せ・申込み先

荒川区健康部健康推進課 荒川ころばん体操担当

☎03-3802-3111 内線432

8 荒福高第 1 3 1 9 号
令和 8 年 7 月 6 日
(公 印 省 略)

町会・自治会長の皆様

荒川区高齢者福祉課長
成瀬 慶亮

高齢者みまもり名簿及び避難行動要支援者名簿の取扱いについて

日頃より、高齢者福祉事業へのご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、区では高齢者みまもりネットワーク事業の一環として、希望する町会・自治会に「高齢者みまもり名簿」及び災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を配付しております。これらの名簿につきまして、個人情報の適切な保管・管理を前提に、いざというときに有効に活用できるよう、下記のとおり取扱いをいたします。

記

1. 名簿の配付について

(1) 原則として町会への定期配付は終了します。

これまで定期的に配付していた「高齢者みまもり名簿」及び「避難行動要支援者名簿」の定期配付は終了いたします。

【理由】みまもり3区分のうち、町会・自治会の皆さまにお願いしている「日常の緩やかなみまもり」については、名簿がなくても実施可能と位置付けています。お困りごとのある高齢者の方がいらっしゃる場合は、「高齢者みまもりステーション」や「地域包括支援センター」にお繋ぎいただきますようお願いいたします。なお、民生委員及び社会福祉協議会には引き続き、名簿を配付いたします。

(2) 発災時に一次避難所となる小中学校等へ名簿を配付します。

日ごろのみまもりとは別に災害時の対応について、令和5年に実施した名簿に関するアンケート調査においても、「災害時の安否確認に名簿の活用が必要である」という意見が多く寄せられました。これを踏まえ、早期に高齢要配慮者等の安否確認を行えるよう、発災時には一次避難所となる小中学校等に名簿を配付します。

2. 申請に基づく名簿の提供

町会内の「高齢者みまもりネットワーク」加入者名簿の利用が必要な場合は、所定の申請をいただき、利用目的に応じて区が認めた場合に限り名簿を提供いたします。

【問い合わせ先】

高齢者みまもり名簿：高齢者福祉課地域包括支援係
内線 2 6 7 6 石橋 竹下
避難行動要支援者名簿：高齢者福祉課高齢者福祉係
内線 2 6 7 7 小嶋 小野澤

8 荒福福第 1 2 2 7 号
令和 8 年 7 月 6 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

荒川区福祉部福祉推進課長

低所得世帯向けエアコン助成事業に係るチラシの回覧について（依頼）

日頃から、荒川区の福祉行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、低所得世帯向けエアコン助成事業につきましては、今年度の 5 月から受付を開始し、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、児童扶養手当受給世帯を対象に、自宅にエアコンが 1 台もない世帯又は故障により使えるエアコンが 1 台もない世帯に対してエアコン購入費用等の一部（上限 1 0 万円）を助成しております。

これから、夏の暑さが本格的になる前には是非とも本事業を御活用いただくため、対象となる世帯向けの御案内チラシを作成しましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおりチラシの回覧をお願いいたく存じます。

御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 依頼事項 回覧板によるチラシの周知
- 2 内 容 低所得世帯向けエアコン助成事業のお知らせ
「低所得世帯向け エアコンの購入費を助成します」
- 3 問合せ先 荒川区福祉部福祉推進課地域共生推進係
エアコン助成担当（がん予防・健康づくりセンター 4 階）
電話：03-3802-3111（内線 3904）

低所得
世帯向け

エアコンの 購入費を助成します

対象世帯

エアコンを活用して
熱中症対策を!!



以下のすべての条件に該当する世帯であること

- ✓ 世帯員全員が令和7年度住民税所得割(令和8年7月1日以降は令和8年度住民税)が非課税である世帯、または、児童扶養手当を受給している世帯
生活保護を受給している方は対象外
- ✓ 令和8年1月1日時点で、国内に住民登録がある世帯
- ✓ 居住する住宅に1台もエアコンが無い、または、故障して使用できない世帯
- ✓ 申請時点で荒川区に住民登録があり、かつ区内に居所があること
- ✓ 事業期間中に本助成を受けていない世帯

助成額

最大 **100,000円**
(うち、本体は78,000円まで助成)

申請期間

令和8年12月28日(月)まで

令和9年2月末までに設置が完了している必要があります。

利用方法

本人確認書類をもってエアコン購入前に下記相談窓口までお越しください。

相談窓口来庁前に購入したエアコンは助成の対象外です。

世帯員以外が、証明書の発行を受ける場合は、世帯主、来庁者の本人確認書類に加えて委任状(自由様式)が必要です。

相談
窓口

荒川区がん予防・健康づくりセンター4階(荒川区荒川2-11-1)
03-3802-3111(内線3904) 平日 8:30~17:15

申込～エアコン購入の流れ

お申込みの前に

賃貸住宅にエアコンを設置する場合
家主等へエアコン設置について
了解を取っておいてください。

相談窓口来庁前に購入した
エアコンは助成の対象外です。



事前相談

区役所相談窓口で、電気店に提出する証明書兼申請書を受け取ります。
相談前に購入したエアコンでは補助が受けられないので注意してください。
持参: 来庁者の本人確認書類()

世帯員以外が、証明書の発行を受ける場合は、世帯主、来庁者の本人確認書類に加えて
委任状(自由様式)が必要です
令和7年1月2日以降に荒川区に転入した方は、転入前自治体が発行する課税状況を証
明する書類が必要となる場合があります

エアコンを 選ぶ

区指定の電気店に行き、証明書兼申請書を提出してエアコンを購入する旨を伝えます。
エアコンの機種を選び、電気店の自宅訪問確認の日程を決めます。

自宅訪問 確認

電気店が、設置に先立って自宅のエアコン設置状況等を確認します。
その後、電気店から正式な見積もりを受け取ります。

購入

エアコンを購入し、補助金額を差し引いた額を電気店に支払います。
(後日、区役所から手続きが完了した旨の通知書が届きます)

助成に関する Q & A

Q

日頃使用している部屋のエアコンが故障しました。他の部屋にエアコンがありますが、使用していません。対象になりますか？

A

対象になりません。

ご自宅内に、冷房機能が使用できる
エアコンが1台もない方が対象です。

Q

冷風は出ますが、「冷えるまでに時間がかかる」「水が垂れてくる」等の状況の場合、助成の対象になりますか？

A

対象になりません。

故障により冷房機能を使用できるエアコンが
1台もないことが対象です。

町会長・自治会長 各 位

危機管理部生活安全課長
須崎 誠也

客引き行為等防止における啓発イベントの開催について

日頃から、区の生活安全事業にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、区では「荒川区生活安全条例」を一部改正し、令和8年7月1日から客引き行為等に対する罰則を適用することになりました。

つきましては、区民や来街者の皆様への周知・啓発を図るため、下記のとおり客引き行為等防止イベント（合同パトロール及びチラシ配布）を開催いたします。

なお、夜間の大変遅い時間帯の実施となりますので、決してご無理のない範囲で、可能な限りご参加・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 日時

令和8年7月29日（水）午後8時30分から午後9時45分まで

2 場所

JR日暮里駅・西日暮里駅前地区

集合場所：JR日暮里駅 北改札前

3 内容・参加予定者

（1）内容

JR日暮里駅・西日暮里駅前地区におきまして、客引き行為等の防止を図るため、周知チラシの配布及び合同パトロールを実施いたします。

（2）主な参加者（予定）

荒川区長、副区長、危機管理部職員、警察関係機関、地元町会関係者の皆様 ほか

4 その他

JR日暮里駅・西日暮里駅前地区周辺の町会の皆様のご参加をお願いいたします。

実施時間帯が遅いため、安全を最優先とし、ご無理のない範囲でのご参加で差し支えございません。

5 問合せ先

担当者 生活安全課生活安全係 鈴木

連絡先 03 - 3802 - 3111 内線494

令和8年度 自治総合センターコミュニティ助成事業について

自治総合センターコミュニティ助成事業とは、宝くじ社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティ活動の健全な発展を図るため、町会・自治会の備品の購入・修繕費とコミュニティセンター（町会会館）の建設費等に対し助成を行う事業で、例年8月中旬頃に財団法人自治総合センターから次年度の募集が発表されます。

助成を受ける場合は、詳細な見積書や助成を受けた全ての備品等に自治総合センターの指定するマークを入れる等の制約がありますので、検討中を含めて、募集の発表を待たず、各区民事務所（荒川地区は、荒川地域事務担当）にお問い合わせ下さい。

1 事業区分・助成額

（1）地域活動用備品の購入又は修繕（事業費100万円以上）

- ・限度額 250万円、補助率10/10
- ・助成対象 町会・自治会（連合体を含む）

*ただし、睦会等で町会と別組織の場合は、睦会等と町会が協定等の締結をすることで、町会を介して申請することができます。

- ・助成事例：印刷機、放送機材、発電機、町会所有の神輿、山車等（宗教性がないもの）

（2）町会事務所の建設（新築又は建替え）

- ・限度額1,500万円、補助率3/5
- ・助成対象 町会・自治会

2 申請方法

- ・申込書等を作成し、添付書類とあわせて提出してください。

3 申請の締切日

- ・令和8年9月11日（金）を予定 *荒川区の締切日です。

4 助成の決定 及び 事業期間（申請した事業が採択された場合）

- ・決定通知 令和9年4月
- ・事業期間 令和9年4月～令和10年3月31日

5 留意点

東京都を經由して、財団法人自治総合センターに申請しますが、要件を満たしていても必ずしも助成されるものではありません。

一般コミュニティ助成事業について

1 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

2 助成対象団体

町会、自治会またはコミュニティ組織の連合体

3 助成対象経費

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費

【助成対象の例】

整 備 備 品	施 設 又 は 設 備
お祭り用品の整備	太鼓 神輿 山車 半纏 法被（宗教性のないもの） 提灯 幕 等
集会施設の備品整備	机 イス コピー機 プロジェクター パソコン プリンター テレビ 等
イベント用品の整備	テント ポータブルアンプ 発電機 わた飴製造機 組立式ステージ 等
その他	スポーツ用品の整備 ベンチの設置 照明施設 遊具 屋外放送施設の整備 等

【助成対象外】

建築物・消耗品・中古品の購入は、助成対象外となります。

車両（手押し車は可）・刀剣類・既存設備（備品）の修理・修繕・撤去に係る費用は、助成対象外となります。

建築物であっても、基礎工事を伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象となります。

お祭り用品の整備に関する備品の修繕は対象となります。

1万円を超えないもの、使用回数に制限があるもの、又は使用期間に定めのあるものは、消耗品となります。

4 助成金額

100万円から250万円まで（10万円単位） 10万円未満は切捨て

合計金額が、100万円以上であれば、複数の備品を整備することも可能

【例：山車修繕200万円 お祭り用テント70万円 パイプいす40万】

備 品	適	整備金額	助成金額	備考（助成金額算出式）
山車 テント いす	○	310万円	250万円	$200 + 70 + 40 = 310 > 250$ （限度額）
山車 いす	○	240万円	240万円	$200 + 40 = 240 \Rightarrow 100 \sim 250$ の範囲
山車	○	200万円	200万円	整備金額が100～250の範囲
テント いす	○	110万円	110万円	$70 + 40 = 110 \Rightarrow 100 \sim 250$ の範囲
テント	×	70万円	—	100万未満のため、助成対象外

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会

会長 鳥飼秀夫

個人情報の取扱いについて（お願い）

日頃より町会活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

平成 29 年 5 月の個人情報保護法の改正により、**町会・自治会においても、個人情報保護法の適用を受けることとなっております。**

つきましては、貴町会・自治会においても、個人情報の適法かつ適正な取り扱いについてご配慮いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

記

▼ 1 個人情報保護法とは

（ 1 ）成立から改正の流れ

平成 17 年 4 月に制定され、平成 29 年 5 月と令和 4 年 4 月に改正されています。

（ 2 ）個人情報保護法の目的

個人の権利と利益を保護することを目的としており、取得した個人情報を「**何に使うか、利用の目的を明確にし、適正に管理する**」ことを定めています。

（ 3 ）町会・自治会への影響

平成 17 年制定時は、「5,000 人以上の個人情報を有する民間事業者」が対象となっていました。平成 29 年の改正で、個人情報を取り扱う**すべての事業者（町会・自治会も含む）も対象**となりました。

▼ 2 個人情報とは

（ 1 ）**氏名、生年月日、住所、家族構成、職業、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報**をいいます。

（ 2 ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの、も含まれます。

例えば、生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。

▼ 3 町会・自治会における個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報を収集する際は、その利用目的と利用範囲を明確に明示しましょう。

- 町会名簿の作成などのために個人情報を収集する際は、利用目的と範囲を特定し、本人に対して明示しましょう。
- 本人から書面で個人情報を取得する場合は、本人に対して利用目的を明示しましょう。
- たとえば、記入用紙に「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に配布するため」と記載することで、利用目的と利用範囲を特定し、この範疇のなかで書面により個人情報を収集すること、を会員本人に対して示すことにつながります。
- 町会・自治会活動に必要な範囲を超えて個人情報を集めたり、集めた個人情報を目的外に使用したりすることは、やめましょう。

(2) 個人情報の漏えいを防ぐため、適切な措置を講じましょう。

- 個人情報を含む書類や電子データは、盗難や紛失、第三者に容易に見られたりすることのないように適正に管理し、不要となった場合はシュレッダーで裁断するなどの方法で廃棄しましょう。
- 町会・自治会内でも、個人情報の盗難や紛失、転売の禁止などについて、情報共有をお願い致します。

(3) 第三者に個人情報を提供する場合も、あらかじめ本人の同意を得ましょう。

- 町会・自治会が収集した個人情報を第三者に提供する場合にも、本人の同意が必要です。
- たとえば、「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えただけで任意に個人情報を提供してもらえれば、本人からの同意を得たことになります。
- 一方で、商店街組合から「住民にクーポン券を配布したいので、住所を教えて欲しい」との問合せに対して、商店街組合に収集した住民の住所を教えることは、このことに対して住民に同意を得ていない場合、やってはいけない行為です。
- なお、法令に基づく場合や、警察からの照会や災害発生時の安否確認など、人の命や財産を守る場合は、同意を得なくても個人情報を提供することができます。

▼ 4 そのほか注意点など

(1) 個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いを定める法律であり、個人情報の収集や提供を禁止するものではありません。

(2) 新入生や成人になられる方、長寿慶祝のお祝いを渡すために、回覧板に名簿を載せて該当者に記載してもらう手法について、不快に思う方もいらっしゃいます。該当者は役員に連絡するなど、回覧板以外でも回答できる方法をあわせて記載する、回覧板を用いずに別の方法で回答をもらうなど、ご配慮をお願い致します。

(参考)

令和●年度「敬老祝い品」お申し込みのお願い

皆様には、平素より町会の活動にご理解、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、当町会では、9月の敬老のお祝いに町会行事の一環として、御歳を重ねていく節目に、感謝の気持ちを込めて、心ばかりのご長寿のお祝い品を贈呈させていただきます。

つきましては、下記の誕生日(1月1日から12月31日)にお生まれの方および、

●●歳以上の方におかれましては、下欄の「敬老祝い品」申込書にご記入のうえ、封筒に入れて、
各班長さんまでお申し込みください。

昭和●年(19●●年)以前生まれの方 (今年90歳以上のみなさま)	【米寿】昭和●年(19●●年)生まれの方
【白寿】大正●年(19●●年)生まれの方	【喜寿】昭和●年(19●●年)生まれの方

●月●日(●)までにお申し込みをお願いいたします。
ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



以上

切り取り線

「敬老祝い品」申込書	
申込日：令和 年 月 日	
「敬老祝い品」を申し込みます。	
ふりがな	
お名前	(参考)
生年月日	
ご住所	

いただいた情報は、【敬老祝い品の配付】以外には使用しません。

コンサルタント派遣の対象となる町会・自治会

- 区市町村が実施する個別相談(会)に参加していること
- 個別相談による相談内容が、コンサルタント派遣で対応できるものであること
- 課題解決に向けて、町会・自治会が主体的に取り組む意欲や体制があること

派遣回数

- 1町会・自治会あたり最大5回まで(1回あたり2時間程度まで)

派遣費用 (コンサルタントの人件費や打ち合わせ場所までの交通費)

無料

※ただし、下記のような費用は町会・自治会での負担となります。

- ①アンケートの調査票の印刷・配布・回収にかかる費用
- ②加入促進やサポーター募集等のチラシ印刷・配布費用
- ③インターネット回線の利用料、有料ツールの使用料 など

事業の流れ

- 1 個別相談(会)に参加
お住まいの区市町村が実施する個別相談(会)に参加します。
※区市町村の町会・自治会支援担当にお申し込みください。
- 2 相談内容を区市町村・コンサルタント・東京都つながり創生財団で検討
コンサルタント派遣の対応可否を区市町村担当者からご連絡します。
※検討会を経て、派遣の可否が決定されます。
- 3 コンサルタント派遣開始 ※5回実施する場合の例です。

- | | | |
|-------|------------------|---|
| 1回目 | キックオフ | 相談内容の再確認、目指すゴールについて打ち合わせをします。 |
| 2~4回目 | コンサルタントの
伴走支援 | スケジュールの確認、企画・準備・実施サポートを行います。
※コンサルタントが「個別実施計画書」を提示し、この計画に基づき支援を進めます。 |
| 最終回 | ふりかえり | 伴走支援してきた活動の中で、工夫した点や改善点などをふりかえるとともに、今後、町会・自治会で継続できるようアドバイスします。 |

詳しくは、右記の
区市町村の町会・自治会支援
担当へお問い合わせください!



事業所管



公益財団法人
東京都つながり創生財団
Tokyo Metropolitan Foundation "TSUNAGARI"

共助推進課 地域活動支援担当
03-6258-1235

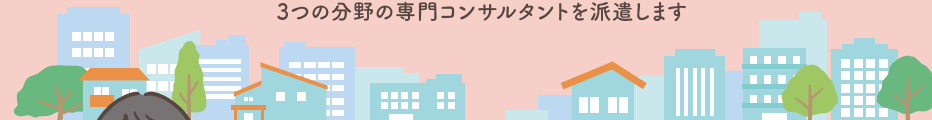
町会・自治会 コンサルタント派遣

— 令和8年度 —

町会・自治会の課題解決に向けて、

加入促進/担い手づくり デジタル活用 多文化共生 の

3つの分野の専門コンサルタントを派遣します



町会・自治会のみならず!“定期的なイベントに工夫を加えたい”、
“運営に課題がある”などのご要望やお悩みはありませんか?

専門のコンサルタントが各町会・自治会に
お伺いして、一緒に課題解決に取り組みます!

加入促進・担い手づくり



- 活動の見直しや
サポーター制度化の支援
- 防災イベント等や住民向け
アンケート調査の実施支援

お祭りや防災訓練などの行事に参加する
人がいつも同じなので、もっと多くの人に
参加してほしい!

役員が高齢化しているので、新たな世代
にも活動してもらいたい。

もっと住民の声を聞いて、新しい活動に
つながりたい!

デジタル活用



- ホームページ/SNSを
活用した情報発信
- 資料共有/会費集金などの
業務効率化

町会の活動をもっといろいろな人に
知ってもらいたい。

回覧板や会費の集金が負担に
なっている。
もっと効率的な方法はないかな?

資料の保管や会計作業をもっと
効率的にできないかな?

多文化共生



- 外国人住民との交流会の
企画・運営支援
- 「やさしい日本語」の
活用サポート

外国人住民の方とコミュニケーションが
とりづらい。どうしたらいいんだろう?

外国人住民の方にも、町会活動に参加し
てもらおうきっかけをつくりたい!

地域の団体と連携して、外国人住民の方
と交流会を行うには?

コンサルタント派遣の費用は無料!



公益財団法人
東京都つながり創生財団
Tokyo Metropolitan Foundation "TSUNAGARI"

コンサルタント派遣 3つの相談分野

加入促進・担い手づくり

活動の見直し・運営の見直し

✓ 活動の工夫の方法を一緒に考えます

新たな参加者層が気軽に
参加できるよう活動の一部を
見直し



✓ 町会・自治会のPRを強化します

イベントチラシや
町会・自治会PR冊子の作成を支援

防災イベント等の実施支援

✓ 子育て世代やこどもの参加を促す 企画を紹介・支援します

参加者が楽しめる防災訓練や
イベント等を提案し、実施を支援



✓ 新たな仲間づくりを支援します

運営をお手伝いする
「サポーター制度」の導入や、
導入後のフォロー方法などを検討



✓ 規約等を見直します

地域や運営の実情に合わせ、規約や
会費などの具体的な改正内容を検討

住民向けアンケート調査の実施支援

✓ 活動内容の見直しの検討に向け、住民の意見を聞くアンケート調査の実施を支援します

✓ 町会・自治会の活動紹介チラシの配布や、町会・自治会活動をお手伝いする「サポーター制度」も
周知できます



支援の流れ

1 課題やお悩みから、アンケートの目的を一緒に考えます

課題をヒアリングしたうえで、アンケートの目的と対象者を検討

2 目的に沿ったアンケート項目を作成します

アンケートで聞きたいことを整理し項目を作成

3 アンケート配布までの準備や回収方法を提案します

町会・自治会の活動状況を踏まえ、よりよい配布・回収方法を提案
※配布・回収は町会・自治会で実施してください

4 アンケート結果を踏まえ、今後の活動を一緒に考えます

アンケート結果を集計・グラフ化し、今後の活動の参考に



デジタル活用

情報発信を簡単&スピーディに！

「どの情報を何のツールで発信するか」を一緒に考えて導入を支援します



WEB

ホームページ制作

- 住民がネットで検索し、いつでも情報を閲覧できるように
- メール等での問い合わせ窓口としても活用可能

LINE

- 幅広い世代が活用しており受け入れやすい
- 回覧板などの情報をプッシュ型配信に



X(旧Twitter)

- リアルタイムな情報を画像とともに短文で発信可能
- 通知が届くので見逃しにくい



Instagram

- 写真や動画をメインに視覚的に情報発信へ



町会・自治会のさまざまな業務を効率化！

資料管理や集金方法などについて、現状を踏まえたツールの選定や運用に向けて一緒に考えます

クラウドで資料を共有

Googleドライブ 等



町会・自治会の各種資料をクラウドに保存し、役員全員がPCやスマートフォンから確認可能に

イベントの参加受付・アンケート収集等のデジタル化

Googleフォーム 等



いつでもスピーディに提出が可能になり、集計・管理も効率的に

町会・自治会費等の集金のデジタル化

PayPay 会費ペイ 等



自宅からオンラインで支払いができ、集金が不要に / 集金の際に現金の取り扱いや釣銭の準備が不要に

※各種サービスのご利用には、アカウントの新規作成、スマートフォン・PC・タブレットなどの機器が必要になります。
※サービスの種類によっては登録・利用に料金が発生する場合があります。

多文化共生

住民同士が理解し合い、町会・自治会活動に参加しやすくなる関係づくりをサポートします

- 外国人住民との交流イベント等の企画・運営の支援
- 外国人住民のニーズ等を把握するための話し合い促進のサポート
- 「やさしい日本語」のチラシ作成支援 ※他の2つの分野と連動しながら取り組みます。

